

令和元年度

札幌市計画相談支援・地域相談支援に関する
Q&A

令和元年3月30日

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

◎凡例一1(このQ&Aで使用される、規則、省令、通知等の略称ついて)

【計画相談支援・地域相談支援共通】

| 略称 | 正式名称 |
|---------|--|
| 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令代19号) |
| 留意事項通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 充実・強化通知 | 計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(平成30年3月30日障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) |
| 国Q&A | 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A ※他の年度に出されたQ&Aについては「●●年度国Q&A」と表記します。 |

【計画相談支援】

| 略称 | 正式名称 |
|---------|---|
| (計)基準省令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号) |
| (計)報酬告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号) |
| (計)基準告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号) |
| (計)解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |

【地域相談支援】

| 略称 | 正式名称 |
|---------|---|
| (地)基準省令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号) |
| (地)報酬告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号) |
| (地)解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |

※報酬請求の際にはこの札幌市計画相談支援に関するQ&A(「札幌市Q&A」)の他、上記省令等を必ずご確認ください。凡例にないものについては、正式名称を掲載します。

※その他、令和2年3月 日現在、札幌市ホームページに掲載されている通知等についても参考として掲載しておりますのでご確認ください。

★上記規則、省令等の掲載ページ

○札幌市のホームページのアドレス

- ・平成30年度法改正、報酬改定に関すること

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h30_kaisei.html

- ・相談支援等に関する札幌市からの通知等

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

○厚生労働省のホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>

◎凡例一2(計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給についてにおける用語の略記)

| | |
|----------------------------|----------------|
| ○サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案 | ⇒ 利用計画案 |
| ○サービス等利用計画及び障害児支援利用計画 | ⇒ 利用計画 |
| ○計画相談支援及び障害児相談支援 | ⇒ 計画相談支援等 |
| ○計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費 | ⇒ 計画相談支援給付費等 |
| ○指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者 | ⇒ 指定特定相談支援事業者等 |
| ○障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援 | ⇒ 障害福祉サービス等 |
| ○サービス利用支援及び障害児支援利用援助 | ⇒ サービス利用支援等 |
| ○継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助 | ⇒ 継続サービス利用支援等 |

| 質問No | 分類 | 質問 | 回答 | 参考 | 備考 |
|------|------|--|--|--|----|
| 1 | 対象者 | 移動支援、地域活動支援センター又は地域共同作業所のみを利用する場合、利用計画案は必要か。 | これらのサービスは障害福祉サービス等に含まれないため、提出は不要です。 | 法第22条第4項、第24条第3項他 | |
| 2 | 対象者 | 特別支援学校等に在籍し、翌春に卒業を控えている者が、夏・冬休みの長期休暇中に障害福祉サービス等の体験利用を行う場合も利用計画案は必要があるか。 | 障害福祉サービス等の利用申請が必要なので、サービス等利用計画案の提出も必要です。 | 「特別支援学校等在生に係るグループホームの体験利用及び日中活動サービスの利用について」(平成27年8月24日札障第2657) | |
| 3 | 申請 | 新たに障害福祉サービス等を追加する場合、新たなサービス利用支援支援等は必要があるか。 | 必要です。なお、新たなサービスが支給決定された結果、最長のサービス有効期間が変わる場合、それに合わせて、区役所が職権で計画相談支援等の支給期間終期を変更します。 | | |
| 4 | 計画作成 | グループホーム入居者など、居住地特例により、現住所と支給決定を行う市町村が異なる場合、利用計画案の作成はどちらに所在する指定特定相談支援事業者等が行うのか。 | 現住所やその近郊の事業者に依頼するのが望ましいです。 | | |
| 5 | 計画作成 | 計画相談支援等の契約事業者を変更する場合、区役所に提出すべき書類はどのようなものがあるか。 | 計画相談支援等依頼(変更)届出書及び契約内容報告書の提出が必要です。上限額管理している場合は、利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届の提出も必要です。 | | |
| 6 | 計画作成 | セルフプランの作成は本人でなければならないか。 | 指定特定相談支援事業者等以外が作成する利用計画案がセルフプランです。本人のほか、家族や支援者が作成することもできます(本人の申出による支援者の代筆も可)。 | | |
| 7 | 計画作成 | 計画相談支援等の支給期間内に、利用者が指定特定相談支援事業者等の契約を終了し、新たな事業者との契約を行わない場合、セルフプランの提出が必要があるか。 | 不要ですが、契約内容報告書(契約終了の報告)の提出は必要です。支給期間内に、障がい福祉サービス等の新規・変更・更新申請を行う場合には、利用計画案またはセルフプランの提出が必要です。 | | |
| 8 | 計画作成 | 複数の障害福祉サービス等を併給する者が、一部のサービスを辞退した場合、再度、利用計画案及び利用計画を作成する必要があるか。 | 不要です。利用計画案及び利用計画が必要となるのは、障害福祉サービス等の申請を行う場合です。 | | |
| 9 | 計画作成 | 利用計画案及び利用計画は、利用予定の障害福祉サービス等事業者にも提供する必要があるか。 | サービス担当者会議等を経て、本人の同意を得た利用計画を障害福祉サービス等事業者に提供してください。 | (計) 基準省令第15条第2項第13号 | |
| 10 | 計画作成 | 利用計画は、障害福祉サービス等事業者のほか、ボランティアなどの公的ではない支援者にも提供する必要があるのか。 | 不要です。提供する場合は文書で利用者の同意を得る必要があります。(サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで足りる。) | | |

| 質問No | 分類 | 質問 | 回答 | 参考 | 備考 |
|------|------|--|--|------------------------------------|----|
| 11 | 計画作成 | サービス担当者会議において配布した資料は、会議終了後、都度回収する必要があるか。 | 資料配布の有無にかかわらず、個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書で利用者の同意を得ることが必要です。 | | |
| 12 | 計画作成 | 利用計画案及び利用計画には、利用者に開示することが好ましくない情報についても記載しなければならないか。 | 利用計画案及び利用計画は本人に交付すべきものであり、本人に開示することを前提に作成してください。 | | |
| 13 | 計画作成 | 利用計画案及び利用計画の作成にあたり、必要があれば指定特定相談支援事業者等も区役所から利用者の障害支援区分に係る情報提供を受けることは可能か。 | 利用者の同意があれば可能です(障害福祉サービス等支給決定情報提供申出書による)。 | | |
| 14 | 計画作成 | 就労継続支援と生活介護などの日中活動系サービスを併給し、かつ毎月支給量を変更する場合は、都度、利用計画案及び利用計画の作成が必要か。 | 実態としてサービスの利用状況に変更はないため、利用計画案及び利用計画の作成は不要です。 | | |
| 15 | 計画作成 | 障害福祉サービス等の支給量変更を伴わず、区役所が職権で障害支援区分を再認定する場合、利用計画案及び利用計画の提出は必要となるか。 | 障害福祉サービス等の申請が無いため不要です。 | | |
| 16 | 計画作成 | 障害福祉サービス等の更新・変更申請の場合、新規申請と比較し、提出が必要となる利用計画案及び利用計画の様式に違いはあるのか。 | 更新・変更申請の場合も、新規申請と同様の様式を提出する必要があります。 | | |
| 17 | 計画作成 | 介護給付と訓練等給付を併せて申請する場合で、障害支援区分認定の時期の都合から、それぞれの支給決定の時期が異なる場合、利用計画案は2回提出することになるか。 | 訓練等給付に係る利用計画案及び利用計画を提出し支給決定を受け、障害支援区分認定後、あらためて介護給付も含めた利用計画案及び利用計画を提出します。 | | |
| 18 | 計画作成 | 支給量の変更は伴わず、障害福祉サービス等の利用先事業者を変更や追加する場合、あらためて利用計画案及び利用計画を作成する必要はあるか。 | 障害福祉サービス等の申請が必要ない場合は軽微な変更なので、利用計画案及び利用計画の作成・提出は不要です。なお、モニタリング期間の変更を行う場合は、マニュアルを参考に利用計画を提出してください。 | モニタリング期間の変更については事業者用マニュアル第5章5(2)参照 | |
| 19 | 計画作成 | 訓練等給付において、暫定支給決定から本支給決定に移行する際に利用計画案及び利用計画の作成は不要とされているが、暫定支給決定時に提出する利用計画案及び利用計画は、本支給決定も踏まえた内容とすることで良いか。 | お見込の通りです。本支給決定時に計画相談支援の支給期間を区役所が職権で延長します。 | | |

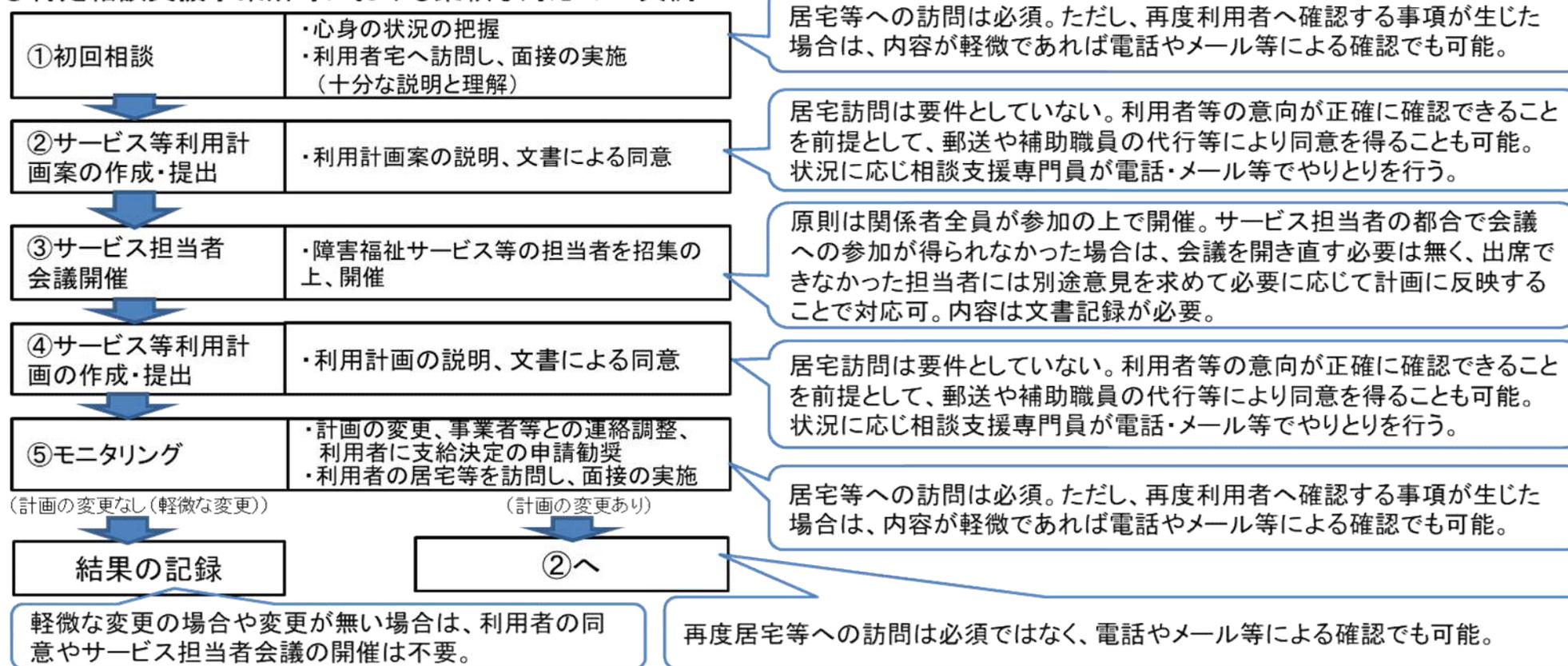
| 質問No | 分類 | 質問 | 回答 | 参考 | 備考 |
|------|------|--|--|---|----|
| 20 | 計画作成 | サービス担当者会議は必ず開催しなければならないのか。 | 障がい福祉サービス事業者等と直接会議により、利用計画案の内容を説明し、担当者から専門的な意見を求めることが望ましいです。しかし、会議開催の調整等が困難な場合で対象者のサービス利用に支障をきたす場合などについては、電話、メール等による障害福祉サービス事業者等への説明及び意見聴取でも可とします。 | (計) 基準省令第15条第2項第11号 | |
| 21 | 計画作成 | 利用計画案を区役所に提出する期限である「障害支援区分認定の通知の日から7日」とは、具体的にいつを指すのか。 | 認定結果通知が本人に届いた日を起算日として7日以内です。 | | |
| 22 | 計画作成 | 利用計画案の作成や利用者からの署名を得るにあたり、利用者宅の訪問は必須となるか。 | 本人の生活状況を把握するためには居宅への訪問が必要です。作成した計画に署名を得るのみであれば、郵送によるやり取りでも可能です。 | (計) 基準省令第15条第2項第5号、第6号、第7号 ※参考資料として「特定相談支援事業所等による柔軟な対応の工夫例」を添付 | |
| 23 | 計画作成 | 利用計画案やモニタリングなどの署名欄は、記名押印では認められないのか。 | 書面で本人の同意を得ることを徹底する観点から、様式においては署名を求めています。本人の障がいの状態などやむを得ない事情がある場合は記名押印も可とします。 | | |
| 24 | 計画作成 | アセスメントの規定の様式はあるか。アセスメント結果の記録は必須か。また、区役所への提出は必要か。 | 利用計画案及び利用計画作成のためアセスメントは必ず記録を残すことが必要です。しかし、アセスメントの様式は任意で、区役所への提出の必要はありません。 | (計) 基準省令第15条第2項第5号、第6号、第7号 | |
| 25 | 計画作成 | 月途中から有効期間が開始する障害福祉サービス等の新規決定がなされた場合、サービス担当者会議の開催が翌月となり、その結果利用計画への本人同意も翌月となった場合、翌月を提供月としてサービス利用支援費を請求してよいか。 | 提供月はサービス利用開始月が基本ですが、やむを得ず翌月に利用者から同意を得た場合は翌月を提供月として請求してください。 | 平成29年3月31日相談支援に関する国Q&A問44 | |
| 26 | 契約 | 支給期間中の月途中に指定特定相談支援事業者等を変更することは可能か。また、新しい事業者は利用計画案及び利用計画を提出するのか。 | 事業者の変更は可能です。事業者の変更のみで新たな利用計画等を提出する必要はありません。新旧事業者が同月にそれぞれモニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を請求できるのは新しい事業者です。 | | |
| 27 | 契約 | 障害福祉サービス等の支給量の変更に合わせ、利用計画案及び利用計画を新たに作成した場合、計画相談支援等に係る契約内容報告書は再提出が必要か。 | 計画相談支援等の契約内容に変更は生じないので不要です。 | | |

| 質問No | 分類 | 質問 | 回答 | 参考 | 備考 |
|------|--------|---|--|---|----|
| 28 | 契約 | 計画相談支援と障害児相談支援の利用契約書については、各指定特定相談支援事業者等がそれぞれ個別に様式を定めることとされているが、重要事項説明書も同様の対応が必要か。 | 契約書と同様、重要事項説明書についてもサービス毎に作成することが望ましいです。 | | |
| 29 | 契約 | 障害福祉サービス等の更新に合わせ、計画相談支援等の契約内容報告書も区役所に提出しなければならないか。 | 計画相談支援等の支給期間を更新する場合には提出が必要です。 | | |
| 30 | 契約 | 契約内容報告書の契約期間始期については、実際に契約を行った日を記載するか。 | 実際に契約を行った日を記載します。 | | |
| 31 | モニタリング | 本人都合等により予定の月にモニタリングを実施できなかった場合、予定月以外に実施しても良いか。 | 予定月に実施できなかった理由を記録したうえで、他の月に実施することは可能。ただし、結果的に月2回のモニタリングとなった場合、請求できるのは1回のみです。 | 平成29年3月31日相談支援に関する国Q&A問54 質問No46も参照 | |
| 32 | モニタリング | モニタリング実施月に利用者が入院していた場合も実施しなければならないか。 | 入院したことで、直ちにモニタリングの対象外とはなりません。面談等が出来ないような場合を除き、実施する必要があるよう努めてください。 | | |
| 33 | モニタリング | 単身生活をしており、障害支援区分が一定以上の場合であっても、自身である程度サービス利用調整を出来る場合は、モニタリングを毎月実施としなくても良いか。 | マニュアルにある毎月モニタリングの要件に照らし合わせて判断し、区役所担当者と協議して判断してください。なお、モニタリング実施月を変更する場合もマニュアルに基づき手続きしてください。 | 毎月モニタリングの要件については、事業者用マニュアル第5章2を、モニタリング期間の変更については、第5章5(2)を参照 | |
| 34 | モニタリング | 短期入所の支給決定者など、当面、サービス利用の予定が無い場合、モニタリングは実際にサービスを利用開始した後も良いか。 | 利用の有無に関わらず、支給期間終期から逆算した予定月に実施してください。 | | |
| 35 | モニタリング | モニタリング報告書は、区役所に提出しなければならないか。 | モニタリングを実施した場合、必ず作成しなければならない書類ですが、現在は提出を必須としておりません。区役所から求められた場合に提出してください。 | | |
| 36 | モニタリング | 単身者としてモニタリングを毎月実施している利用者については、障害福祉サービス等の支給決定更新後も毎月実施としても良いか。 | 心身の状況に変化がなく、更新後も毎月のモニタリングが必要と認められるのであれば可能。 | | |
| 37 | モニタリング | 計画相談支援等の支給期間終期には、必ずモニタリングを行わなければならないのか。 | モニタリングは必ず実施する必要があります。なお、計画相談支援を更新する場合は、新たなサービス利用支援が必要です。その場合、請求できるのはサービス利用支援費のみです。 | 平成29年3月31日相談支援に関する国Q&A問55 | |

| 質問No | 分類 | 質問 | 回答 | 参考 | 備考 |
|------|--------|--|--|---------------------------|----|
| 38 | モニタリング | 相談支援専門員が担当する計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービス等提供事業所の支援員等も兼務する場合、当該利用者に対して、利用計画案・利用計画の作成及びモニタリングの実施は可能か。 | 利用計画案及び利用計画の作成は可能です。サービスを提供する事業所との中立性の確保などの観点からモニタリングを実施することはできません。モニタリングは、他の相談支援専門員が実施してください。ただし、新規支給決定から概ね3か月以内の場合は当該相談支援専門員がモニタリングを実施することが可能です。 | | |
| 39 | 上限管理 | 指定相談支援事業者等が利用者負担上限月額管理を行う場合、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」はいつ提出することになるか。 | 利用計画案の提出時に契約内容報告書等と併せて提出してください。なお、支給決定後、契約事業者の変更と併せて上限月額管理も行う場合はこの限りではありません。 | | |
| 40 | 請求 | サービスの申請の時期が異なった場合などで、結果的にひと月の間に2回、利用計画を作成したとき、報酬は2回分請求できるか。 | ひと月に請求できるのは1回分のサービス利用支援費のみです。 | 平成29年3月31日相談支援に関する国Q&A問53 | |
| 41 | 請求 | 介護保険サービスと障害福祉サービスを併せて利用する場合、計画相談支援等に係る報酬は一律減算となるのか。 | 介護保険サービスのケアプランを作成するケアマネージャーと障害福祉サービスの利用計画案及び利用計画を作成する相談支援専門員が同じ人でなければ減算にはなりません。 | | |
| 42 | 請求 | 利用計画案及び利用計画を提出した結果、障害福祉サービス等が却下となった場合、計画相談支援等の報酬は請求できるか。 | 申請したすべての障害福祉サービス等が却下になった場合は計画相談支援等の報酬は請求できません。 | | |
| 43 | 請求 | モニタリングを実施した結果、障害福祉サービス等の支給決定の変更が必要となり、新たに利用計画案及び利用計画を作成した場合、継続サービス利用支援とサービス利用支援双方の請求が可能か。 | サービス利用支援費のみ請求できます。 | 平成29年3月31日相談支援に関する国Q&A問56 | |
| 44 | 請求 | 毎月モニタリング実施予定の利用者で、利用計画に同意をもらうのが遅れ、翌月になった場合、サービス利用支援費の請求と継続サービス利用支援費の請求は同月で行っても良いか。 | サービス利用支援費は、利用計画に本人同意を得た時点で算定可能です。その後、同月にモニタリングを行った場合、継続サービス利用支援費も請求することはできます。モニタリングの実施は、利用計画の作成後、その実施状況の把握を行うことが目的です。そのための十分な期間をおいて実施するようにしてください。 | 平成29年3月31日相談支援に関する国Q&A問57 | |
| 45 | 請求 | サービス利用支援等を初めて利用する対象者への本人同意が遅れたため、利用支援費の請求が支給期間開始月ではないため、初回加算の請求が国保連の仮審査でエラーとなった。この場合、初回加算は請求できないか。 | 本人同意が遅れたため、利用支援費の請求が翌月となった場合、サービス利用支援が初めて等、初回加算の要件を満たしていれば、請求することはできます。しかし、国保連の仮審査では警告が出されるため、そのままでは、返戻となります。請求できる要件を満たしている場合には、二次審査を行う札幌市障がい福祉課までご連絡ください。 | | |

| 質問No | 分類 | 質問 | 回答 | 参考 | 備考 |
|------|-----|--|---|---|----|
| 46 | 請求 | 本人都合等により予定の月にモニタリングを実施できず、予定月以外にモニタリングを実施した。実施した月で継続サービス利用支援費を請求したところ、国保連の仮審査でエラーとなった。 | モニタリング実施月は、札幌市の基幹システムに支給期間の終期月から逆算して、予定月が自動で計算されます。(例えば3か月ごとのモニタリングで、終期月が3月の場合、3月、12月、9月、6月)この月以外で継続サービス利用支援費の請求があると国保連の仮審査で警告が出されます。そのままでは返戻となるので、予定月以外にモニタリングを実施場合は、二次審査を行う札幌市障がい福祉課までご連絡ください。なお、継続利用支援費は、1年度に実施する予定月の回数を超えて請求することはできません。 | 質問No.31も参照 | |
| 47 | その他 | 指定特定相談支援事業者等における相談支援専門員には、どのような資格要件が設けられているか。 | 一定年数(職務資格により5年または10年)の相談業務の経験と、都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修」の受講が必要です。 | 「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)参照 | |
| 48 | その他 | 相談支援専門員以外の、いわゆる事務補助職員は、相談支援専門員の業務をどこまで代行してよいか。 | 担当者会議の開催に係る連絡調整や関係書類の作成などの補助業務を想定しています。必ず、相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、 ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施 ・利用者等への利用計画案や利用計画の説明 ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見聴取 です。 | 平成29年3月31日相談支援に関する国Q&A問4 ※参考資料として「特定相談支援事業所等による柔軟な対応の工夫例」を添付 | |

○特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



【出典：令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修資料】